

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とは

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

＝ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう ＝

我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による拉致容疑事案について

北朝鮮による拉致容疑事案は、昭和52年11月に新潟県で発生した少女拉致容疑事案、昭和53年7月から8月にかけて福井、新潟、鹿児島各県の海岸付近で発生した一連のアベック拉致容疑事案及び母娘拉致容疑事案、昭和55年～58年に発生した一連の欧州における日本人拉致容疑事案等、これまでに13件発生しており、これらの事案において北朝鮮に拉致された被害者は19人に上っています。

これら拉致の目的は必ずしも明らかではありませんが、これまでの事例から、北朝鮮工作員の日本人化教育や我が国に潜入した北朝鮮工作員による日本人への成り替わり等が、その主要な目的とみられます。

警察では、拉致に関与した北朝鮮工作員や「よど号」犯人ら11人について逮捕状の発付を得て、ICPOを通じて国際手配を行うなど所要の措置を講じています。また、これらの事案以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、徹底した捜査や調査を進めています。

拉致やその可能性が排除できない事案については、その多くが発生から相当の年数を経過していることから、広く国民からの情報提供を求めるため、平成25年6月から、家族の同意を得られたものについては、行方不明者の事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載しています。

日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、
秋田県警察本部（018-863-1111）または各警察署
までお知らせ下さい